

『公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例』の一部改正 平成29年12月18日施行

『公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(以下「迷惑防止条例」という。)]は、県民と県内滞在者の平穏な生活を保持することを目的として、昭和38年に制定され、「公共の場所や乗物における痴漢・盗撮等の卑わいな行為」や「つきまとい等の嫌がらせ行為」等を規制しています。

この度、『迷惑防止条例』が改正され、「つきまとい等の嫌がらせ行為」の規制対象行為が拡大等されました。

「つきまとい等の嫌がらせ行為」とは、恨みやねたみ等の目的で特定の者に対し、つきまとい等8形態の行為を反復して行い著しい不安又は迷惑を覚えさせることをいいます。

改正概要(規制対象行為の拡大等)については、次のとおりとなりますので、御理解と御協力をよろしくお願い致します。

改正概要 (規制対象行為の拡大等)

現行の規制対象行為(8形態)

①つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、住居等の付近での見張り、住居等への押し掛け

②監視していると告げる行為

③面会等義務のないことを行うことを要求

④著しく粗野又は乱暴な言動

⑤無言電話、拒まれたにもかかわらず電話、電子メール、電子メールに類する通信方式を用いる送信、ファクシミリ送信

※ 電子メール→Eメール
※ 電子メールに類する通信方式→SMS(ショート・メッセージ・サービス)

⑥汚物等の送付

⑦名誉を傷つけること

⑧性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付若しくは、知り得る状態に置く

①の追加規制対象行為

住居や勤務先、学校等の付近をうろつく行為を規制対象に追加

※ 具体的には、相手方居宅前の路上を徒歩や自動車で رفتったり来たりする行為などが該当する。

⑤の追加規制対象行為の内容

スマートフォン等の電気通信機器により

- 「LINE」、「twitter」等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を用いたメッセージを送信する行為を追加
- 被害者が開設するブログやホームページ等へ書き込む行為を追加

※ 具体的には、被害者に対する恨みやねたみ等から、拒まれたにもかかわらず、被害者が開設するブログ、ホームページやSNSの個人情報発信ページに繰り返しコメントを書き込む行為などが該当する。

「その他の物」を明記

「その他の物」として、性的羞恥心を害する「電磁的記録に係る記録媒体」又は「電磁的記録」と明記

※ 具体的には、性的羞恥心を害する画像を保存したCD-RやUSBメモリの送付又はそのデータを送信することなどが該当する。

取締りの対象となるつきまとい行為等の規制が、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に則して、拡大されています。



※ 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に規定されたつきまとい行為等は除きます。